

介護老人福祉施設 戸河内松信園 重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業所の名称及び所在地

名称 特別養護老人ホーム 戸河内松信園
所在地 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

2 事業の目的

社会福祉法人戸河内松信会が設置経営する特別養護老人ホーム戸河内松信園（以下「施設」という。）は、要介護3～5（特例の場合要介護1～2）状態の高齢者に対し、介護保険法に従い、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

3 運営の方針

- (1) 施設の従業者は入所者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他のお世話及び機能訓練を行うよう努め、入所者の心身の機能の維持、並びに入所者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
また地域やご家族との結びつきを重視し精神的安定感のあるサービスの提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの種類と施設及び定員

(1) サービスの種類

指定介護老人福祉施設 (介護保険事業所番号3473500548)
短期入所生活介護事業所 併設型 (介護保険事業所番号3473500522)
介護予防短期入所生活介護事業所 併設型
(介護保険事業所番号3473500522)

(2) ご利用場所

特別養護老人ホーム戸河内松信園
広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

(3) ご利用可能設備等

| | | | |
|---------------------------------|-------|--------|-----|
| 居室（2人部屋 多床室 | 居室の面積 | 18.0㎡ | 1室 |
| （4人部屋 多床室 | 居室の面積 | 36.0㎡ | 10室 |
| （4人部屋 多床室 | 居室の面積 | 33.84㎡ | 2室 |
| 静養室（2人部屋 多床室 | 居室の面積 | 18.0㎡ | 2室 |
| 食堂、機能訓練室、医務室、浴室（一般浴室・特殊浴室）、洗濯室他 | | | |

(4) ご利用定員 50名

5 従業者の職種及び員数

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤）
- (2) 医師（嘱託） 1名以上（非常勤）
- (3) 事務職員 2名（常勤兼務）

- (4) 看護職員 2名（常勤1名、常勤兼務1名）
- (5) 介護職員 15名以上
- (6) 生活相談員 1名（常勤兼務）
- (7) 機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務）
- (8) 管理栄養士 1名（常勤）
- (9) 介護支援専門員 1名（常勤兼務）

6 職務の内容

- (1) 施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
また、事業計画の草案等、経営全般に関する事務管理に従事します。
- (2) 医師は、入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事します。
- (3) 事務職員は、事業所に関する事務に従事します。
- (4) 看護職員は、入所者診療の補佐及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事します。
- (5) 介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務に従事します。
- (6) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の計画及び実施に関する事に従事します。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練指導業務に従事します。
- (8) 管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事します。
- (9) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に従事する。

7 サービスの内容

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員は、入所者が、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を、適切な方法により把握し、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期や内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成し、入所者及びご家族に説明し同意を頂きます。

(2) 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。また、入所者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

食事時間は下記を目処にしております。

朝食 7：30～ 8：30

昼食 12：00～13：00

夕食 17：00～18：00 他に配茶サービス等があります。

※外出等で食事が不要又は必要になった場合は、以下の時間までに電話等で当施設の生活相談員迄お申し出ください。

朝食及び昼食 前日の16：00まで

夕食 当日の12：00まで

(3) 入浴

原則として週に2回入浴していただきます。身体の状況に応じて入浴機器を用いての入浴が可能です。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

- (4) 生活介護
施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。
着替え・排泄・食事等の介助、口腔ケア、離床支援、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内移動の付添い等。
- (5) 機能訓練
施設サービス計画に沿って、塗り絵、計算など生活リハビリ及び機能訓練室等での訓練を行います。
- (6) 生活・介護相談
生活相談員あるいは介護支援専門員等お気軽にご相談をお寄せください。
- (7) 健康管理
施設で血圧・検温などの健康チェックをするほか、必要に応じて嘱託医や協力医療機関等での受診をすることが出来ます。嘱託医や協力医療機関の指導ではなく、ご家族の希望による医療機関への通院は、ご家族で対応して頂きます。車椅子利用等でご家族での送迎が難しい場合、生活相談員にご相談ください。
- (8) 療養食の提供
医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは生活相談員におたずね下さい。料金は別途かかる場合があります。
- (9) 理容室サービス
毎月、第2・4月曜日午前8時30分から理髪業者が入っています。
調髪料は別途2,000円かかります。
- (10) レクリエーション等
施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によっては参加費が必要な場合もあります。その都度ご案内させていただきます。
- (11) 所持品の保管
身の回り品については、居室に備え付けの収納庫をご利用ください。(11の⑨参照)

8 サービスの利用方法

- (1) 入所の手続き
 - ①施設への入所は、対象になる入所希望者と、契約により行います。
 - ②原則として、介護保険で要介護3～5の認定を受けている方が対象です。特例として、施設以外での生活が著しく困難であると、入所申込者の保険者である町の了解の下、施設の判断で入所が認められることもあります。
 - ③緊急やむを得ない場合には、入所希望者がまだ要介護認定を受けていない場合も、入所できることもあります。入所後、要介護認定等の手続きを行います。但し、利用料金は一旦全額入所者負担となり、要介護認定を受けた後、保険者から特例施設サービス費の給付を受けることになります。
- (2) 必要な書類など
 - ①介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
 - ②医療保険被保険者証（後期高齢者医療被保険者証）
 - ③障害者手帳、被爆者手帳（お持ちの方のみ）
 - ④後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）
 - ⑤印鑑1本

9 退所

次の場合は、契約が終了し、退所するものとする。

- (1) 入所者から、退所の申し出があったとき。ただし、退所後の身元引受人の確認をさせていただきます。
- (2) 入所者が無断退所し、帰ってくる見込みがないとき。
- (3) 入所者が病院等に入院し、3ヶ月以内に退院できる明らかな見込みがないとき。又、年間の入院日数が150日になる場合。
- (4) 入所者が死亡したとき。
- (5) 入所者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
- (6) 入所者やご家族等が施設や他の入所者等に対して、この契約を継続しがたいほどの配信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
- (7) 特例を除き、入所者が要介護認定の更新で、要介護2以下の認定になった場合。
※この場合、所定の期間(3年間)の経過をもって退所となります。
- (8) 入所者が他の介護老人保険施設等に入所された場合。
- (9) やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

10 利用料金

入所者は、サービスの対価として【入所契約書別紙】に定める利用料金を基に計算された合計額を利用月ごとに、次のように支払います。

- ①施設は毎月月末締めで利用料金合計額の請求書に明細を付して、入所者に通知します。
- ②利用料金は、ご利用月の翌月15日に郵便局口座より自動引き落としとなります。
(15日が土日祝日振替休日の場合は翌日となります。)
- ③施設は、入所者から料金の支払を受けたときは、入所者に対し領収書を発行します。
※自動引き落としに関する諸手続き等のご相談は、生活相談員へお申し出下さい。

11 施設利用に当たっての留意事項

①面会

外来者は、入所者と面会しようとするときは、受付の面会票にご記入ください。

玄関は午前4時30分から午後8時まで開いています。特に時間制限は設けておりませんが、他の入所者の迷惑となる時間帯はご遠慮ください。

②飲酒、喫煙

施設内は原則禁煙です。飲酒は健康に差しつかえの無い範囲でたしなんでいただけますが、生活相談員にご相談ください。

③金銭、貴重品の管理

金銭、貴重品は持ち込まないでください。特別なご事情がある場合、生活相談員にご相談下さい。

④設備、器具の利用

テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは可能です。

⑤宗教活動

信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、

施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

⑥衣類の洗濯

施設内で実施します。

⑦ペット

ペットの持ち込みはお断りします。

⑧外出および外泊

必ず行き先と出発時間、帰園時間、食事の有無など必要な事を、前日16時迄に生活相談員にご連絡ください。外泊は月に6日を限度とします。

⑨所持品の持ち込み

- ・衣類・下着類 シーズンごとに3～5着（黒マジックで名前を記入）

※引出式衣装ケース3個までの分量にしてください。

ひざ掛けや上に羽織れる上着があると暖かくすごせます。

- ・上履き（歩きやすく、脱ぎ着しやすいもの）
- ・入歯と消毒のできる入歯ケース
- ・床頭台に収納できる程度の身の回り品
- ・引出式衣装ケース（長期利用の場合）

〔参考〕ロッカーの大きさは、奥行72cm 幅53cm 上段高さ80cm 下段高さ72cmです。ここに入る引出式衣装ケースをご用意ください。

※使い慣れた思い出の品等については、個別にご相談ください。

※火器等危険物（マッチ、ライター、カッター等）は持ち込み出来ません。

⑩食べ物の持ち込み

健康上の理由により、介護職員にお尋ねください。

⑪施設外での受診

嘱託医師また嘱託医師の指示による安芸太田病院の受診以外の、ご家族ご希望の医療機関を受診する場合は、ご家族に対応していただきます。その場合、診察結果、処方薬などは生活相談員にお知らせください。

⑫入所者は、故意又は過失によって、設備及び備品に損害を与え、あるいは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

12 身体的拘束について

原則的には身体的拘束廃止への対応をスタッフ一同徹底していますが、入所者が施設生活を送られるに当たって生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合で、以下3原則すべてを満たす場合、ご家族の方にご説明の上同意を頂き、身体拘束を実施します。

- ①利用者または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に看護・介護方法がない場合（非代替性）
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合（一時性）

13 個人情報保護に対する基本方針

施設は入所者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考えています。

- ①利用目的を明示した上で、必要範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③全役職員等に周知徹底し、必要な教育を継続的に行い、安全性確保に努めます。
- ④個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。
- ⑤従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。又その職を退いた後も同様とします。

14 サービス内容に関する事故発生時の対応および相談・苦情処理の体制・手順
サービスに関する相談・要望・苦情等は次の窓口までお申し出下さい。

「特別養護老人ホーム戸河内松信園 入所者苦情受付担当：生活相談員」
 電話：0826-28-2024 FAX：0826-28-7130
 受付：9：00～16：30 (月曜日～金曜日)

当施設以外にも、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- * 広島県国民健康保険団体連合会 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
電話：082-554-0783 FAX：082-511-9126
- * 安芸太田町 保健・医療・福祉統括センター福祉課
電話：0826-25-0250 FAX：0826-22-0686
- * 北広島町役場 保健課介護保険係
電話：050-5812-1853 FAX：0826-72-5242

社会福祉法第82条の規定により、松信園が提供する福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を定めました。

| | | |
|----------------|-------------------------|-------|
| 苦情解決責任者：戸河内松信園 | 施設長 | 金本裕二 |
| 苦情受付担当者：戸河内松信園 | 生活相談員 | 中川佳代子 |
| 第三者委員 | ：安芸太田町民生委員・児童委員 副会長 | 栗栖芳秋 |
| | (自宅) TEL 0826-28-2972 | |
| | ：安芸太田町社会福祉協議会事務局長 | 児玉斉 |
| | (筒賀社協) TEL 0826-32-2226 | |
| | ：入所者代表 | 梅田直美 |

「苦情解決の方法」

- ①苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより随時受け付けます。第三者委員に直接申出することもできます。
- ②苦情の受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。
- ③苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決につとめます。
苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
(苦情内容の確認→解決案の調整・助言→話し合いの結果や改善事項等の確認)
- ④本事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された福祉サー

ビス運営適正化委員会へ申し出ることができます。

*都道府県運営適正化委員会の照会

広島県福祉サービス運営適正化委員会

広島県社会福祉協議会内

連絡先：電話 (082) 254-3419

FAX (082) 569-6161

「事故発生時の対応と防止の措置」

- ①施設は事故発生防止のための事故対策委員会を設置し、職員に対する周知と研修をおこないます。
- ②事故が発生した場合は、速やかに病院へ受診または必要な医療と対応を提供すると共に契約者のご家族・関係者等へ連絡し、必要な措置を行います。
- ③事故発生の原因を解明し再発防止に適切な対策を行います。
- ④事故対策委員会を定例月に開催し、事故発生状況を把握し、再発の防止を検討します。

15 非常災害対策

(1) 非常時の対策

「社会福祉法人 戸河内松信会 防火管理規程」にのっとり対応を行います。

(2) 近隣との協力関係

安芸太田町土居地区の住民の皆様および土居地区消防団

安芸太田町中筒賀345-2「安佐北消防署安芸太田出張所」

電話：0826-32-2011

(3) 平常時の訓練等

「社会福祉法人 戸河内松信会 防火管理規程」にのっとり、年2回以上の夜間および昼間を想定した消防防災避難訓練を、入所者及び職員が参加して実施します。

また、松信園にはAED（半自動除細動器）を設備しており、安佐北消防署安芸太田出張所派遣職員のご指導のもと、年2回以上の救命救急訓練を実施します。

(4) 防災設備

| | | | |
|-----------|----|-----------|----|
| 消火器具 | あり | 避難階段：スロープ | あり |
| スプリンクラー設備 | あり | 防火扉：シャッター | あり |
| 自動火災報知設備 | あり | 誘導灯 | あり |
| 非常通報設備 | あり | | |

(5) 防災計画等

非常災害対策委員会を設置し、随時、委員会において計画および対策を検討しております。

防火管理者：施設長 金本裕二

16. 感染症対策

- ・施設は感染症予防及びまん延防止の為に、感染対策委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、結果を職員に対して周知し研修会を行います。
- ・施設は感染の疑いのある入所者をサービス拒否する事はありません。

17. 褥そう防止対策

施設は褥そうの発生を防止する適切な介護サービスを行い、指針に基づき褥そう予防計画書の作成及び委員会の開催を行います。

18. 緊急時の対応方法

入所者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに「終末期ケアに伴う意向確認書」の「第1連絡先」へご連絡させていただきます。不在の場合には「第2連絡先」または「第3連絡先」へご連絡させていただきます。

19. 協力医療機関

施設は入所者に治療が必要になった時の備えとして、協力医療機関を定めています。嘱託医は「安芸太田戸河内診療所」で、嘱託医の診断により「安芸太田病院」への通院や入院となることがあります。入院の場合連絡を差し上げますので、ただちに病院までお越し下さい。また協力歯科医療機関は「廣安歯科医院」となります。安芸太田町内の通院・入院の送迎は無償ですが、それ以外の地域への送迎は、所定の費用を請求させて頂くことがあります。

| | |
|------------|-----------------------------|
| 嘱託医療機関名 | 診療科目 |
| 安芸太田戸河内診療所 | 内科・外科 |
| 協力医療機関名 | 診療科目 |
| 安芸太田病院 | 内科・外科・整形外科・精神科・眼科 泌尿器科 等 |
| 廣安歯科医院 | 歯科 |

20. 成年後見制度の説明と勧め

成年貢献制度は判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支える為の制度です。病気や事故等によって判断能力が不十分になられた方が、医療や介護に関する契約、貯金の払戻や解約、遺産分割の協議、不動産の売買などを、お一人でされることが困難な場合や、ご本人にとって不利益な結果を招く場合もあります。それらを防ぐため、家庭裁判所に「成年後見人」をつけてもらい、法律によって包括的に支え、本人に代わって必要な法律行為を行ってまいります。

成年後見制度（任意後見制度）をすでに活用し、後見人または保佐人、補助人が選任されている方は、必ず施設へ申出て下さい。

入所後において、この様な事態になられた場合も、お早めに成年後見制度の活用をお勧めします。

21. 当事業所の概要及び第三者評価の実施状況

| | | | |
|------------|--------------------------------|----------------|-------------|
| 法人名称 | 社会福祉法人 戸河内松信会 | | |
| 代表者 | 理事長 松尾信晴 | | |
| 法人本部所在地 | 〒731-3821 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地 | | |
| 電話番号 | 0826-28-2024 | | |
| 施設等（種別） | 戸河内松信園 | 指定介護老人福祉施設 | （特別養護老人ホーム） |
| | 戸河内松信園 | 短期入所生活介護事業 | （併設型・空床型） |
| | 戸河内松信園 | 介護予防短期入所生活介護事業 | （併設型・空床型） |
| 第三者評価の実施状況 | 実施していない | | |

同意書

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所に当たり、介護老人福祉施設 戸河内松信園 重要事項説明書の内容を説明しました。

事業者：社会福祉法人 戸河内松信会

所在地：〒731-3821 広島県山県郡安芸太田町大字土居625番地

説明者：特別養護老人ホーム 戸河内松信園

説明者

⑩

私は、介護老人福祉施設 戸河内松信園 重要事項説明書により、施設から重要事項の説明及び本書の交付を受け、サービス提供開始に同意いたします。

入所者 住 所

氏 名

⑩

代理人 住 所

氏 名

⑩